

(証券コード6080)
平成29年12月6日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長 中村 悟

第12回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討頂き、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年12月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 605会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役の報酬限度額改定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ma-cp.com/>）に掲載させていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかむら さとる 中村 悟 (昭和48年3月30日生)	平成7年4月 積水ハウス株式会社入社 平成17年10月 当社設立、代表取締役社長就任(現任) 平成28年10月 株式会社レコフ取締役就任(現任) 平成28年10月 株式会社レコフデータ取締役就任(現任)	7,026,200株
<p><取締役候補者の選任理由> 当社において、経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>			
2	そがめ ようぞう 十亀 洋三 (昭和50年6月7日生)	平成15年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 平成17年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 平成17年10月 当社取締役就任 平成17年12月 グローバル・インテレクチュアル・トラスト株式会社取締役就任 平成19年10月 当社営業企画部長 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年9月 当社取締役就任(現任) 平成28年6月 当社取締役兼企業情報第一部長	1,077,400株
<p><取締役候補者の選任理由> 当社において、各業界への幅広い知見、買手企業との強いリレーション力などによりコンサルタントへの指導力を発揮するなど、M&A仲介業務全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	うえはら だいすけ 上原大輔 (昭和54年9月11日生)	平成13年8月 同風会法律事務所入所 平成19年6月 株式会社ブロード・レジデンシャル・インベストメント（現株式会社BRI）入社 平成22年1月 当社入社 平成23年10月 当社企画管理部次長 平成27年12月 当社取締役兼企画部長就任（現任） 平成28年10月 株式会社レコフ取締役就任（現任） 平成28年10月 株式会社レコフデータ取締役就任（現任）	72,000株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>当社において、株式上場、公募増資など多数のプロジェクトを推進し、セミナー、ホームページの企画で業績に貢献するなど、管理部門の業務全般において重要な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。</p>			
4	いなだ よういち 稲田洋一 (昭和34年9月7日生)	昭和59年4月 山一証券株式会社入社 平成6年5月 株式会社レコフ入社 平成12年4月 同社執行役員 平成14年4月 同社上席執行役員 平成16年5月 同社主席執行役員 平成25年4月 同社営業本部長兼業界開発チームリーダー 平成28年10月 同社代表取締役社長就任（現任） 平成28年12月 当社取締役就任（現任）	—
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>当社子会社の株式会社レコフにおいて20年以上にわたりM&Aを創出・実行し、幅広い業界及び数多くのM&Aスキームの経験があり、株式会社レコフとの経営統合によるシナジー効果の増大を期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	にしざわ たみお 西澤民夫 (昭和18年6月17日生)	昭和41年4月 中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）入庫 昭和60年4月 山一証券株式会社入社、同社より山一ユニベン株式会社へ出向 昭和62年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 平成2年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社長 平成4年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサルタント部長 平成10年2月 日本エスアンドティー株式会社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成12年3月 中小企業総合事業団（現独立行政法人中小企業基盤整備機構）新事業支援部統括プロジェクトマネージャー 平成18年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役就任 平成18年11月 当社取締役就任（現任） 平成21年8月 ラオックス株式会社監査役就任（現任） 平成26年2月 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー（現任）	60,000株
<社外取締役候補者の選任理由> 事業の立ち上げ及び育成に精通していることから、特にM&A仲介業務の拡大に関する意見具申等を期待し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年1ヶ月です。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西澤民夫氏は社外取締役候補者であります。
 なお、当社は西澤民夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社は、西澤民夫氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の範囲内の限度額で締結しており、同氏の再任を承認頂いた場合は、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役の報酬限度額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年11月29日開催の第1回定時株主総会の決議をもって、年額10,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の子会社の取得をはじめとした当社の業容拡大及び経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額20,000千円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、現在の監査役の員数は3名であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(経済概況)

当連結会計年度における我が国経済は、アメリカの大統領交代後の政策、中国をはじめとしたアジア新興諸国の経済先行きや政策、及び英国のEU離脱問題等、海外経済における不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念される一方で、国内においては、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかに回復していくことが期待される状況が続いております。

(業界動向)

当社グループ会社である株式会社レコフデータが独自に集計している統計データによると、国内企業が関連し公表されているM&A件数は、リーマンショックや東日本大震災の影響を受け低迷した2011年(1-12月)の1,687件以降、2016年(1-12月)までに2,652件と回復基調が続いております。

また、当社グループでは、M&A市場においては公表されていない成約事例も数多く存在しているものと推定しており、事業会社をはじめファンドやCVC(コーポレート・ベンチャー・キャピタル)などを中心とした買収意欲の高いプレイヤーの存在と、事業承継ニーズを中心とした譲渡ニーズの盛り上がりによって、今後も、中堅・中小企業を中心としたM&A需要は引き続き高まっていくものと予想しております。

(当社グループの状況)

当社グループでは、このような環境下におきまして、継続的な成長と安定した収益の拡大に向けて、当連結会計年度では次のような施策を講じてまいりました。

①同業者舗企業の株式会社レコフ及び株式会社レコフデータとの経営統合

当社は2016年10月に株式会社レコフの創業者である吉田允昭氏より株式会社レコフ及び株式会社レコフデータの発行済株式の全株式を譲り受け、それぞれグループとなりました。

株式会社レコフは、1987年創業で国内のM&A仲介及びアドバイザー会社としては草分け的企業であります。同社はこれまで、幅広い顧客基盤と数多くの案件を手掛け、これに基づく豊富なノウハウを蓄積しております。

また、株式会社レコフデータでは、1985年以降のM&A事例をデータベース化しており、自社メディアであるM&A情報専門誌『MARR(マール)』を通

じて、M&Aを積極的に推進する事業会社から、大学等の研究機関、官公庁及び同業者に至るまで、M&Aに関わる幅広い顧客層を対象にM&Aの情報サービスを提供しております。

従来から効率的な経営を目指し、資本の「選択と集中」の観点から、中堅・中小企業の事業承継ニーズに特化した集中戦略を展開してまいりましたが、経営統合を通じて、大手企業から中小企業に至るまでの幅広い顧客基盤を持つとともに、上場会社の株式交換やTOB（株式公開買付）、クロスボーダー案件といった高度なアドバイザリー業務まで、グループ全体として様々なM&A関連サービスを提供できる体制を構築しております。

②事業承継マーケットの深耕

当社グループでは、中堅・中小企業の後継者問題に起因する事業承継マーケットのさらなる拡大に対応するため、積極的な人員採用を進め、体制の強化に努めてまいりました。

また、従来より進めている全国規模のマーケティングエリア拡大も功を奏していることに加え、セミナーやWEBなどを中心とした広告宣伝活動を推し進めた結果、インバウンドによる案件受託も好調に推移し、成約件数の積上げに寄与しております。

以上の活動から、当社単体では当事業年度で成約件数91件（前年同期比+33件増加）、当社グループでは当連結会計年度で111件のM&Aを成約しました。なお、当社グループにおけるM&A成約件数ならびに規模別分類は、以下のとおりとなっております。

成約件数（連結）

分類の名称			前連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	前年 同期比	
グループ 全体	M&A成約件数	(件)	—	111	—	
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	(件)	—	15	—
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	(件)	—	96	—

成約件数（単体・参考）

分類の名称			前事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	前年 同期比	
M&Aキャピタル パートナーズ 株式会社	M&A成約件数	(件)	58	91	+33	
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	(件)	6	12	+6
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	(件)	52	79	+27

分類の名称			前事業年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当事業年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)	前年 同期比	
株式会社 レコフ	M&A成約件数	(件)	—	20	—	
	手数料金額別	うち1件当たりの手数料総額が1億円以上の件数	(件)	—	3	—
		うち1件当たりの手数料総額が1億円未満の件数	(件)	—	17	—

この結果、当連結会計年度の売上高は、8,337,246千円となり、営業利益3,656,654千円、経常利益3,612,458千円、親会社株主に帰属する当期純利益

2,603,394千円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①重要な設備投資の状況

該当事項はありません。

②重要な資金調達の状況

平成29年6月には公募増資により700,000株（払込金額1株につき5,040円80銭）、同7月には第三者割当増資により105,000株（払込金額1株につき5,040円80銭）を時価発行し、合計4,057,844千円の調達をいたしました。

③事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成28年10月24日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月27日付で株式会社レコフ及び株式会社レコフデータの株式をそれぞれ取得し子会社化しております。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (平成26年9月期)	第10期 (平成27年9月期)	第11期 (平成28年9月期)	第12期 (当連結会計年度) (平成29年9月期)
売上高(千円)	—	—	—	8,337,246
経常利益(千円)	—	—	—	3,612,458
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	—	—	2,603,394
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	178.69
総資産(千円)	—	—	—	13,425,756
純資産(千円)	—	—	—	11,057,781

(注)当社では、第12期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第9期 (平成26年9月期)	第10期 (平成27年9月期)	第11期 (平成28年9月期)	第12期 (当事業年度) (平成29年9月期)
売上高(千円)	1,667,246	2,847,868	3,755,105	6,334,280
経常利益(千円)	808,081	1,524,796	1,860,684	3,402,342
当期純利益(千円)	468,284	892,732	1,081,741	2,390,319
1株当たり当期純利益(円)	36.53	67.70	77.50	164.06
総資産(千円)	2,604,671	4,453,971	5,746,264	12,560,870
純資産(千円)	2,029,683	3,241,067	4,352,106	10,853,079

(注)当社は、平成26年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を、また、平成27年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

①優秀な人材の確保・教育と組織体制の強化

当社グループは、コアメンバーの想定外の大量退職や教育の遅れなどの属人的な要因が、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があることを認識しております。「クライアントへの最大貢献と全従業員の幸せを求め」との企業理念に基づき、これまでに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や、人事考課の導入などを行い、あるいは、顧客ニーズ等の社内データベース化により、安易に模倣できないような社内ナレッジを構築し、従業員に向けたブランディングなどを通じて従業員エンゲージメントの強化を行ってまいりました。

今後は、当社グループの中期経営計画基本方針における重要な戦略となる人員計画に沿って、市場ニーズと組織力の強化及び従業員の成長とのバランスを考慮しながら、中期経営基本方針に沿った部署の新設を含む効果的な組織作りに取り組んでまいります。

②事業承継マーケットシェアの拡大と対応

近年、中小企業を中心とした事業承継問題を背景に、未だ潜在的なニーズは豊富にあると判断しております。しかしながら、中小企業のM&A市場も盛り上がりを見せており、マッチングサービスを中心とした異業種からの新規参入なども散見されるようになってまいりました。

当社グループが進めるM&A仲介及びアドバイザーサービスについては、企業は決して無機的なものではなく、人が経営し支える有機的な存在であって、経営者のこころの付度と、相互の企業文化を尊重し合う過程がM&Aの成立に不可欠だと考えております。

これまで蓄積された豊富な事例や知見を背景に、クライアントの様々な課題・悩みに応えられるようコンサルタントの教育を通じて質を高め、提供するサービスレベルのさらなる向上に努めることで他社との差別化を図ることができると考えており、さらなるマーケットシェアの拡大に取り組んでまいります。

③株式会社レコフの収益体制

株式会社レコフでは、創業以来の長い業歴のなかで様々なニーズに応えるため、中小企業のM&Aから大手企業を中心とした高度なアドバイザー機能を必要とするM&Aまで、幅広いサービスを展開しております。その反面、大型案件の成否によって収益にも大きな格差が生じ易い収益構造となっております。

当連結会計年度においては、事業承継マーケットでの実績拡大に向け、専任の事業承継チームを発足させており、収益の安定化と更なる業容拡大に向けて取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社（株式会社レコフ及び株式会社レコフデータ）の計3社で構成されており、M&A関連サービス（仲介、アドバイザー、データベース提供及びメディア運営など）を主たる事業としております。

近年のM&A市場では、業界内のシェア拡大や新規事業分野への進出などを目指す事業会社の買収ニーズに加え、ファンドやCVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）といったプレイヤーまで様々な買手プレイヤーがおり、かつ、中堅・中小企業の後継者問題に起因する事業承継型M&Aの譲渡ニーズ増加などからさらなる市場拡大の余地があると予想しております。

このような状況下において、当社グループでは、次のようなサービスを展開しております。

なお、当社グループの事業は、M&A関連サービス事業という単一の事業セグメントであります。

①当社（M&A仲介業務）

主に中堅・中小企業をメインターゲットとして、事業承継ニーズ、または自社の企業価値の向上を目的とした譲渡ニーズに対してM&Aの仲介サービスを提供しております。特に、このマーケットは中小企業のM&Aが一般化されるのに伴って、経営手段の選択肢のひとつと考える企業オーナーも増加しており、引き続き、着手金を無料化するビジネスモデル等の当社の特長を生かして、業容拡大を進めております。

②株式会社レコフ（M&A仲介及びアドバイザー業務）

創業30年以上の業歴のなかで培われたノウハウに基づき、中小企業の案件から業界大手同士の経営統合、上場企業の組織再編からTOB（株式公開買付）、MBO（経営陣による株式譲受）といった高度な支援を要するアドバイザー業務まで、幅広く展開しております。近年では、経済成長の著しいASEAN地域を中心としたクロスボーダー案件も手掛け、幅広いM&Aサービスを提供しております。

③株式会社レコフデータ（M&Aデータベース提供及びメディア運営業務）

1985年以降のM&A事例をデータベース化しており、M&Aの機会を日常的に検討している事業会社から、同業となる金融機関、M&Aブティック会社、あるいは官公庁から教育機関まで幅広いユーザーにデータを提供するとともに、自社で運営するM&A情報専門誌『MARR（マール）』を通じて、最新のM&Aに関するニュースを情報発信を通じた、市場の活性化を使命として運営を行っております。

(6) 主要な営業所及び従業員の状況（平成29年9月30日現在）

①主要な営業所

イ. 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

ロ. 子会社

名 称	所 在 地
株式会社レコフ	東京都千代田区麴町四丁目1番地1
株式会社レコフデータ	東京都千代田区麴町四丁目1番地1

②従業員の状況

イ. 企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数	前期末比増減
M&Aコンサルタント部門	82	—
管理部門及び非コンサルタント部門	33	—
合計	115	—

(注) 1. 従業員数は正社員の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）です。

2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

ロ. 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
59名	9名増	31.5歳	3.29年

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

名称	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業 の内容
株式会社レコフ	100,000	100	M&A関連事業
株式会社レコフデータ	10,000	100	M&A関連事業

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額
株式会社レコフ	東京都千代田区麴町四丁目1番地1	3,002,864千円

(注) 当事業年度末日における当社貸借対照表資産の部の合計額は12,560,870千円であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (平成29年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 47,760,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 15,173,000株 |
| (3) 株主数 | 5,574名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
中 村 悟	7,026,200	46.31
十 亀 洋 三	1,077,400	7.10
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,000,953	6.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	456,600	3.01
土 屋 淳	372,000	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	302,300	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	151,100	1.00
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	149,975	0.99
中 村 陽 子	144,000	0.95
岡 村 英 哲	144,000	0.95

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成29年9月30日現在）

	第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権
新株予約権の数	2 個	1 個
保有人数		
当社取締役 保有者数	1 名(注) 1	1 名(注) 1
(社外役員を除く) 新株予約権の数	2 個	1 個
当社社外取締役 保有者数	一名	一名
(社外役員に限る) 新株予約権の数	一個	一個
当社監査役 保有者数	一名	一名
新株予約権の数	一個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 2	24,000株	12,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の払込金額(注) 2	1 株につき 42円	1 株につき 92円
新株予約権の行使期間	平成25年10月 1 日から 平成32年12月 13日まで	平成26年 3 月 31日から 平成33年12月 15日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 従業員として在籍中に付与されたものです。

2. 株式数及び払込金額につきましては、平成25年5月15日付で株式1株につき2,000株の株式分割を、平成26年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を、また、平成27年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数及び払込金額を記載しております。

3. 第6回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 権利行使時においても、当社または当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役または監査役あるいは従業員であることを要する。

ロ. 当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年を経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができる。また、満4年を経過した場合は、未行使の新株予約権すべてを行使できるものとする。ただし、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。

ハ. その他の条件については、新株予約権付与の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「募集新株予約権総引受契約」に定めるところによる。

4. 第7回新株予約権の行使の条件は、上記(注)3.記載の内容と同様であります。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年11月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員、当社子会社の顧問に対し、以下のとおり各新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議し、平成28年12月2日開催の当社取締役会において、当該各新株予約権を以下のとおり付与することを決議いたしました。

	第 9 回 新 株 予 約 権	第 10 回 新 株 予 約 権	第 11 回 新 株 予 約 権
新株予約権の数	2,117個	2,823個	705個
保有人数			
当社取締役	保有者数	1名	—
(社外役員を除く)	新株予約権の数	50個	—
当社従業員	保有者数	31名	—
	新株予約権の数	2,067個	—
当社子会社の取締役	保有者数	—	6名
	新株予約権の数	—	2,003個
当社子会社の従業員	保有者数	—	11名
	新株予約権の数	—	820個
当社子会社の顧問	保有者数	—	—
	新株予約権の数	—	1名
			705個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	211,700株	282,300株	70,500株
新株予約権の発行価額	1個につき 7,000円	1個につき 7,000円	1個につき 7,000円
新株予約権の払込金額	1株につき 2,935円	1株につき 2,935円	1株につき 2,935円
新株予約権の行使期間	平成32年1月1日 から 平成64年12月 6日まで	平成32年1月 1日から 平成64年12月 6日まで	平成32年1月 1日から 平成64年12月 6日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第9回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、平成29年9月期、平成30年9月期及び平成31年9月期の3事業年度における当社の営業利益の累計額が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当て

を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として本新株予約権を行使できる。

(a) 営業利益の累計額が8,124百万円以上の場合：行使可能割合100%

(b) 営業利益の累計額が7,300百万円以上の場合：行使可能割合50%

なお、上記の営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの損益計算書におけるM&A仲介事業のセグメント営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、各新株予約権者の保有する本新株予約権のうち、行使可能割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使できるものとする。

ロ. 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者が、上記イ.及びロ.を満たした上で、亡くなった場合、相続人は本新株予約権を行使できるものとする。また、満45歳の誕生日において、当社または当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、かつ満57歳の誕生日を迎える前に当社または当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

2. 第10回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期及び平成32年9月期において、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における営業利益が、当該4事業年度の全ての期において200百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ロ. 新株予約権者は、満57歳の誕生日において、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者が、上記ロ.を満たした上で、亡くなった場合、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できるものとする。また、満45歳の誕生日において、当社または当社関係会社において取締役、監査役または従業員であり、かつ満57歳の誕生日を迎える前に当社または当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

3. 第11回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ. 新株予約権者は、平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期及び平成32年9月期において、当社子会社である株式会社レコフの監査済みの損益計算書における営業利益が、当該4事業年度の全ての期において200百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

ロ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。）の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者が、当社または当社関係会社在职中に亡くなった場合は、相続人は、本新株予約権の内容に従って、本新株予約権を行使できる。本号に定める相続人以外の相続人は本新株予約権を行使できないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 悟	株式会社レコフ取締役 株式会社レコフデータ取締役
取 締 役	十 亀 洋 三	企業情報第一部長
取 締 役	上 原 大 輔	企画管理部長 株式会社レコフ取締役 株式会社レコフデータ取締役
取 締 役	恩 地 祥 光	株式会社レコフ代表取締役会長
取 締 役	稲 田 洋 一	株式会社レコフ代表取締役社長
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラム オフィサー
監 査 役	出 川 敬 司	株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティニューワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社アイスタイル監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社LIFULL監査役 株式会社チームスピリット監査役

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役出川敬司氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役の異動につきましては次のとおりであります。
平成28年12月21日開催の第11回定時株主総会における異動
就任 取締役 恩 地 祥 光
取締役 稲 田 洋 一
4. 当事業年度中の監査役の異動につきましては次のとおりであります。
平成28年12月21日開催の第11回定時株主総会における異動
就任 監査役 出 川 敬 司
退任 監査役 邊 田 信 行
5. 取締役恩地祥光氏は、平成29年9月30日付で辞任いたしました。
6. 監査役出川敬司氏は、事業会社における豊富な監査経験を有しており、特に内部統制全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役藤本幸弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 取締役西澤民夫氏及び監査役藤本幸弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役または監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	143,939千円 (1,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	8,800千円 (8,800千円)
合 計 (うち社外役員分)	10名 (5名)	152,739千円 (10,600千円)

- (注) 1. 報酬支給限度額は取締役が年額500,000千円以内（平成25年8月9日臨時株主総会決議）、監査役が年額10,000千円以内（平成18年11月29日第1回定時株主総会決議）と決議頂いております。
2. 上記のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員としての報酬額は220千円です。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、平成28年12月21日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいるためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラム オフィサー
監 査 役	出 川 敬 司	株式会社レコフ監査役 株式会社レコフデータ監査役
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティニューワ法律事務所パートナー 株式会社農業総合研究所監査役
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社アイスタイル監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社LIFULL監査役 株式会社チームスピリット監査役

- (注) 1. 株式会社レコフ及び株式会社レコフデータは当社の子会社であり、当社と特定関係事業者という関係にあります。
2. 上記以外の記載各法人等と当社との間には特別な関係はありません。

②各社外役員 of 主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
取 締 役	西 澤 民 夫	当事業年度開催の取締役会22回のうち20回に出席いたしました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	出 川 敬 司	監査役就任以後 当事業年度開催の取締役会16回の全てに、監査役会10回の全てに出席いたしました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
監 査 役	藤 本 幸 弘	当事業年度開催の取締役会22回の全てに、監査役会13回の全てに出席いたしました。弁護士として、主に会社のコンプライアンスの観点から、法務面に関する専門的な見識に基づき助言を行いました。
監 査 役	中 森 真 紀 子	当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に、監査役会13回の全てに出席いたしました。公認会計士として、主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づき助言を行いました。

(注) 監査役出川敬司は平成28年12月21日開催の第11回定時株主総会において選任され、就任いたしました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、平成19年2月16日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役西澤民夫氏及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ロ. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	27,300千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度にかかる報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が、会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項以外の業務は、公募増資にかかるコンフォートレター作成業務等であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、「コンプライアンス規程」に基づき取締役及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたる。
- ②コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的な社内指導も行い、これらの活動が取締役会及び監査役会に報告される体制を構築する。
- ③取締役及び従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。

また、取締役の職務の執行にかかる情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループ全体の経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- ②リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時に迅速・的確に対応の出来る体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行う。

②取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定める。

③経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、または経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現する。

(5) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

(6) **前号の従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役がその職務を補助すべき従業員を置く場合、当該従業員は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、当該従業員の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び従業員から重要事項の報告を受けるものとする。

(8) **前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役に報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(9) **監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生じる費用等の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。

(10) **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保する。また、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、

適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力等対策規程」等において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行わない。

(12) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社及び関係会社に対し、業務の円滑化と管理の適正性を図ることを目的に関係会社管理規程を定め、関係会社の事業内容、規模等を勘案の上、適切な組織体制が構築されるよう必要に応じて役員や適任者の派遣をし、また各社においてそれぞれ組織規模に沿った社内規程を整備する。なお、運用の実効性を確保するために、必要に応じて当社が内部監査を実施するものとする。

7. 当社の内部統制システムの運用状況

(1) 内部統制

当社グループの内部統制システムの整備・運用状況の確認は内部監査人が務めており、年度ごとに取締役会において見直し決定される「財務報告にかかる内部統制構築の基本計画及び方針」に基づいてモニタリングし内部統制の有効性を確保しております。

(2) コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当事業年度においては4回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施しており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として年間計画を策定しコンプライアンスにかかわる研修を実施するなどしております。

(3) リスク管理

リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、コンプライアンス委員会においてリスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確に対応できる体制を構築すべく取り組んでおります。

(4) 取締役

当社グループの取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、当事業年度において当社では22回の取締役会を開催しております。

(5) 監査役

当社グループの監査役は全員が社外監査役であり、取締役会への出席や常勤監査役による経営会議の参加、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い監査機能を強化しております。また、常勤監査役を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるよう努めております。なお、当事業年度において当社では13回の監査役会を開催しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社グループは、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

当社グループは、業務のさらなる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,797,178	流動負債	2,072,185
現金及び預金	10,369,086	前受金	236,593
売掛金	206,093	賞与引当金	8,705
繰延税金資産	147,532	未払金	695,440
その他	74,464	未払法人税等	744,631
固定資産	2,628,578	未払消費税等	285,204
有形固定資産	316,111	その他	101,609
建物附属設備	264,817	固定負債	295,789
その他	51,293	退職給付に係る負債	125,410
無形固定資産	2,059,248	その他	170,379
商標権	297,000	負債合計	2,367,975
のれん	1,741,141	純資産の部	
その他	21,106	株主資本	11,006,713
投資その他の資産	253,219	資本金	2,491,243
敷金及び保証金	232,407	資本剰余金	2,480,993
その他	20,811	利益剰余金	6,034,829
		自己株式	△353
		新株予約権	51,068
		純資産合計	11,057,781
資産合計	13,425,756	負債純資産合計	13,425,756

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,337,246
売 上 原 価		2,612,456
売 上 総 利 益		5,724,789
販売費及び一般管理費		2,068,135
営 業 利 益		3,656,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	85	
雑 収 入	2,389	2,474
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,688	
株 式 交 付 費	21,295	
固 定 資 産 除 却 損	5,721	
雑 損 失	5,965	46,670
経 常 利 益		3,612,458
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	17,162	17,162
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,629,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,061,318	
法 人 税 等 調 整 額	△35,092	1,026,226
当 期 純 利 益		2,603,394
親会社株主に帰属する当期純利益		2,603,394

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	455,625	445,375	3,431,434	△254	4,332,181
当期変動額					
新株の発行	2,035,618	2,035,618			4,071,236
親会社株主に帰属する当期純利益			2,603,394		2,603,394
自己株式の取得				△98	△98
新株予約権の発行					
当期変動額合計	2,035,618	2,035,618	2,603,394	△98	6,674,531
当期末残高	2,491,243	2,480,993	6,034,829	△353	11,006,713

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	11,553	4,343,734
当期変動額		
新株の発行		4,071,236
親会社株主に帰属する当期純利益		2,603,394
自己株式の取得		△98
新株予約権の発行	39,515	39,515
当期変動額合計	39,515	6,714,046
当期末残高	51,068	11,057,781

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数… 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社レコフ 株式会社レコフデータ

当連結会計年度より、株式会社レコフ及び株式会社レコフデータを株式取得による完全子会社化に伴い連結の範囲に含めております。

②連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

当連結会計年度において、株式会社レコフ及び株式会社レコフデータは、決算日を9月30日に変更し、連結決算日と同一となっております。

(2) 会計方針に関する事項

①重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8年～22年

工具、器具及び備品 3年～20年

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

ロ.無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 5年

（社内における見込み利用可能期間）

その他 1年

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

②重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、10年間の定額法によって償却を行っております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

469,843千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	14,104,000株	1,069,000株	—	15,173,000株
合計	14,104,000株	1,069,000株	—	15,173,000株

(注) 発行済株式数の普通株式の増加1,069,000株の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	264,000株
公募増資に伴う新株の発行による増加	700,000株
第三者割当増資に伴う新株の発行による増加	105,000株

(2) 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第8回新株予約権	普通株式	264,800	—	—	264,800	11,553
第9回新株予約権	普通株式	—	211,700	—	211,700	14,819
第10回新株予約権	普通株式	—	282,300	—	282,300	19,761
第11回新株予約権	普通株式	—	70,500	—	70,500	4,935
合計		264,800	564,500	—	829,300	51,068

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、資金調達については資金使途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。

また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は流動リスクに晒されますが、当社は資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

		連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	10,369,086	10,369,086	—
(2)	売掛金	206,093	206,093	—
(3)	敷金及び保証金	174,813	174,725	87
資産計		10,749,993	10,746,906	87
(1)	前受金	236,593	236,593	—
(2)	未払金	695,440	695,440	—
(3)	未払法人税等	744,631	744,631	—
(4)	未払消費税等	285,204	285,204	—
負債計		1,961,870	1,961,870	—

(※) 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	(千円)
敷金及び保証金	36,402

敷金及び保証金の一部については、返還期限の見積もりが困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)敷金及び保証金」に含まれておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	10,366,560	—	—	—
売掛金	206,093	—	—	—
敷金及び保証金	—	98,840	75,972	—
合計	10,572,654	98,840	75,972	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 725円42銭
(2) 1株当たり当期純利益 178円69銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成29年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,816,563	流動負債	1,707,790
現金及び預金	8,548,110	未払費用	61,444
売掛金	132,279	前受金	157,604
前払費用	34,476	未払金	519,092
関係会社短期貸付金	50,000	未払法人税等	724,854
繰延税金資産	51,134	未払消費税等	239,259
その他	563	預り金	5,535
固定資産	3,744,306	負債合計	1,707,790
有形固定資産	154,241	純資産の部	
建物附属設備	129,861	株主資本	10,802,011
工具、器具及び備品	24,380	資本金	2,491,243
無形固定資産	2,197	資本剰余金	2,480,993
ソフトウェア	2,197	資本準備金	2,480,993
投資その他の資産	3,587,866	利益剰余金	5,830,127
関係会社株式	3,026,749	その他利益剰余金	5,830,127
関係会社長期貸付金	400,000	繰越利益剰余金	5,830,127
繰延税金資産	20,130	自己株式	△353
長期前払費用	66	新株予約権	51,068
敷金及び保証金	140,919	純資産合計	10,853,079
資産合計	12,560,870	負債純資産合計	12,560,870

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,334,280
売 上 原 価		1,962,487
売 上 総 利 益		4,371,792
販売費及び一般管理費		944,567
営 業 利 益		3,427,225
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,690	
雑 収 入	22	4,713
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,042	
株 式 交 付 費	21,295	
固 定 資 産 除 却 損	245	
雑 損 失	12	29,596
経 常 利 益		3,402,342
税 引 前 当 期 純 利 益		3,402,342
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,038,959	
法 人 税 等 調 整 額	△26,937	1,012,022
当 期 純 利 益		2,390,319

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年10月1日から
平成29年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	455,625	445,375	445,375	3,439,807	3,439,807
当期変動額					
新株の発行	2,035,618	2,035,618	2,035,618		
当期純利益				2,390,319	2,390,319
自己株式の取得					
新株予約権の発行					
当期変動額合計	2,035,618	2,035,618	2,035,618	2,390,319	2,390,319
当期末残高	2,491,243	2,480,993	2,480,993	5,830,127	5,830,127

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△254	4,340,553	11,553	4,352,106
当期変動額				
新株の発行		4,071,236		4,071,236
当期純利益		2,390,319		2,390,319
自己株式の取得	△98	△98		△98
新株予約権の発行			39,515	39,515
当期変動額合計	△98	6,461,457	39,515	6,500,972
当期末残高	△353	10,802,011	51,068	10,853,079

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。
尚、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物附属設備 10年～15年
工具、器具及び備品 4年～15年
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。
自社利用のソフトウェア 5年
（社内における見込み利用可能期間）
- ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

95,544千円

(2) 関係会社に対する金銭債権

関係会社短期貸付金 50,000千円

関係会社長期貸付金 400,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 37,180千円

営業取引以外の取引 4,643千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首自己株式数	当事業年度増加自己株式数	当事業年度減少自己株式数	当事業年度末自己株式数
自 己 株 式				
普 通 株 式	154株	45株	—	199株
合 計	154株	45株	—	199株

(注) 自己株式の普通株式の増加45株は、平成28年11月4日の単元未満株式買取請求による自己株式の取得45株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

① (流動資産)

未払事業税	45,010千円
未払社会保険料	5,390 〃
その他	734 〃
計	51,134千円

② (固定資産)

資産除去債務	20,130千円
計	20,130千円
繰延税金資産合計	71,265千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社レコフ	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	500,000	関係会社 短期貸付金	50,000
						関係会社 長期貸付金	400,000
				利息の受取(注1)	4,643	受取利息	4,643

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社レコフに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は10年、1年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 711円93銭
(2) 1株当たり当期純利益 164円06銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 太 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 三ッ木 最文 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会、月度報告会その他重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月14日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	出 川 敬 司	Ⓔ
監査役（社外監査役）	藤 本 幸 弘	Ⓔ
監査役（社外監査役）	中 森 真 紀 子	Ⓔ

